

平成22年8月3日

教育委員会告示第12号

(設置)

第1条 市民の文化意識の向上及び振興並びに次代を担う有為人材の育成を図るため、清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、清須絵画トリエンナーレ実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 清須絵画トリエンナーレの開催計画に関する事。
- (2) 清須市美術振興基金の処分に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、清須絵画トリエンナーレ事業に関する事。

(組織)

第3条 実行委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるものをもって構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。

4 委員は、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 実行委員会には、委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 実行委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年7月20日から施行する。